



申2号

「仕事と育児の両立支援等のさらなる推進について」 に関する説明申し入れ 団体交渉を行う！（その1）

●組合

●扶養手当を支給している人数は具体的に何人か？



■会社

■**現在約 10,000 人**である。第1子のみは約2割、第2子までは約5割、第3子以降は約2割という世間の比率があり、当社においても似たような割合で支給を受けている。

扶養手当の見直し

●第2子、第3子に着目しているが、**第1子についても同様に改善しない理由は何か**。経済的支援が目的なら第1子から一律に増額する方が分かりやすく、納得感が得られる。

■今回は第2子、第3子に着目した。第1子と配偶者については見直しを行わないと判断した。**扶養手当の処遇改善は、経済的支援が目的である**。経済的支援の要素として養育費や教育費が主にある。

●**経済的支援が養育費や教育費であれば、第1子から必要ではないか**。一般的に第1子と第2子以降で差がつくものではないと考える。

■**原資がいくらでもあれば、処遇改善出来るが、コロナ前の約9割にも満たない中で、処遇改善を行うと今回は第2子以降とさせて頂いた。**

●配偶者手当の見直しを行わない理由は何ぞか。鉄道の特性として泊まり勤務や緊急呼び出しがある働き方の特殊性も考慮しているのか。子供と同様に経済的支援をすべきではないか。

■賃金として全体を見る必要がある。今回は第2子、第3子以降に着目した。配偶者、第1子のみの方は今回見直しが必要ないと判断した。

公平感・納得感を得られる手当の見直しにするべきだ！

難病や障がいのある子を養育する社員の勤務の見直し

●今回、扶養手当の障がいのある範囲を拡大したのはなぜか。また、支給額を2万円にした根拠は何か。

■扶養手当の「**重度心身障害者**」から「**所得税法に定める特別障害者**」に拡大したのは、**シンプルで分かりやすくするため**である。また、重度な障がいを持っている方は健常者と比べても金銭的に費用がかかる。今回はそこに着目した。**2万円で全てが賄えると思っ**ては**いないが、現在できる最大限の提案である。**

●シンプルで分かりやすくするのであれば、行政から手帳を交付されている方全員を対象にする方が分かりやすいと思う。重度になればなるほど、金銭的負担が増える傾向にあるが、同時に行政からの支援もある。**軽度では補助が少なく金銭的負担が多いとの声もあり、そこに着目はしなかったのか。**

■原資が無限にあれば、貴側が言うように拡大する方が分かりやすいかもしれない。**しかし、原資が限られている中で処遇改善を行わなければならない中で今回の範囲**とし、金額的にも今出来る最大限の提案をしている。

●難病や障がいのある子を養育する社員の勤務の見直しを行うとあったが、**介護について見直しを行わないのはなぜか**。また、施策の統一性から難病や障がいの有無に関わらず育児・介護勤務制度と養育休暇の取得を中学校3年生まで拡大すべきではないか。

■様々な家族構成がある中で、**今回は子どもにスポットを当てた**。その中で今出来る最大限の提案をしている。



その2へ